

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 くろまぐろ（小型魚）（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
68.2トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県くろまぐろ（小型魚）漁業	64.8トン
県留保枠	3.4トン

第2 くろまぐろ（大型魚）（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
39.1トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県くろまぐろ（大型魚）漁業	38.0トン
県留保枠	1.1トン

第3 すけとうだら太平洋系群（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県すけとうだら漁業	現行水準

第4 するめいか（令和8年4月～令和9年3月）

1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

600トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県するめいか定置網等漁業	210トン
宮城県するめいか小型機船底びき網漁業	180トン
県留保枠	210トン

第5 ぶり（令和8年4月～令和9年3月）

1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県ぶり漁業	試行水準